

「子ども110番のお店」開始式が実施されました**経営委員会事業**

テレビ、新聞などの報道でご存じのとおり、最近、小学生が学校からの下校途中などに行方不明となり悲惨な結果となる事件が起きております。

このような事件が二度と起こらないよう、安全・安心なまちづくりに貢献する事業活動の一環として、犯罪や不審者によるさまざまな危険等から、子供を守る緊急避難場所として会員事業場を「子ども110番のお店」として設置しました。

本事業の開始式を下記により実施致しました。

記

日 時 平成17年12月22日(木) 9:10~9:30

場 所 笛吹市立石和南小学校 (笛吹市石和町市部720)

参 加 者 石和南小全校生徒

荻原会長 根津経営委員長 田口経営副委員長 佐藤東八支部長

事務局(齊木専務 保坂事務局次長 山下総括 輿石 飯島)

実施内容 ・「てんけんくん」「せいぴちゃん」の着ぐるみによるPR

・「子ども110番のお店」看板、校内掲示用ポスター、保護者宛チラシ引渡
(荻原会長より渡辺校長先生へ)

・笛吹警察署防犯講話(生活安全課生活安全係長 深澤リカ警部補)

報道関係 YBSテレビ UTVテレビ山梨 NHK 山梨日日新聞

日刊自動車新聞

**「子ども110番のお店」設置について**

「子ども110番のお店」開始式では多くの報道関係者の取材により、その内容がニュース・新聞等で報道され、県民の皆様にお知らせすることができました。

なお、今後の周知方法は経営委員会で審議した結果、次のとおり実施致します。

- ・ポスター 県下小学校 205校へ配布
- ・チラシ(A4) 県下小学生 53,297名(39,377家庭)に配布
- ・保護者宛文書 県下小学生 53,297名(39,377家庭)に配布

これらは県教育委員会を通じて全小学校へ配布致します。

また、ポスターとチラシにつきましては、会員の皆様にも配布致しますので有効にご活用下さい。ご協力のほどよろしくお願ひ致します。

なお、会員の皆様におかれましては「子ども110番のお店」看板の設置をお願いします。

経営委員会が開催されました

経営委員会が下記により開催され、その概要は次のとおりです。

日 時 平成17年12月3日（土） 12：00～

場 所 振興会 会議室

出席者 根津委員長 田口副委員長

新海委員 名取委員 窪田委員 田村委員

三浦委員 大村委員 須田委員

会議事項

1. こども110番のお店」設置に伴う今後の進め方について
 - ・会員工場に「こども110番のお店」マニュアルと事業場掲出看板の配布
 - ・「こども110番のお店」開始式（セレモニー）について
 - ・各支部でのPR活動の推進
 - ・組織を通じてのPR活動の推進
2. 組合緊急課題対応集中指導事業について
 - ・経営研修会第1回開催結果の内容報告
 - ・第2回目以降の出席者の確保についてのお願い
3. 産業廃棄物等の適正処理アンケート中間報告について
 - アンケート結果中間報告と支部長会議に再度アンケート回収のお願い
4. その他

第2回経営研修会が開催されました

第2回経営研修会が下記により開催され、その概要は次のとおりです。

日 時 平成17年12月7日（水） 19：00～

場 所 振興会 大講堂

研修内容 研修内容は下記のとおりです

- I. 売上を上げる
 - 売上を上げる20の対策
 - ◆客数を増やす対策
- II. 利益の仕組み
 - ◆荒利益高の計算
 - ◆荒利益高の計算（例題）

受講者の皆様方、大変ご苦労さまでした。第2回の経営研修会が皆様の実りあるものになればと思っています。残り3回の研修会におかれましても引き続きよろしくお願いします。

なお、今後の日程は次のとおりです。第3回からの受講も受付致しますので、振興会指導課までご連絡下さい。

会員・組合員の皆様の経営改善に役立てる一方策として、本研修会にご参加下さるようお願い致します。

【研修日程】 全5回（1回2時間）

会場：振興会大講堂

回数	日 時	研修テーマ
第3回	H18. 1.18 (水) 19:00～21:00	①組織とは ②命令の出し方・責任の取らせ方 ③稼動計画・作業割当て
第4回	H18. 1.25 (水) 19:00～21:00	①現場で把握すべき数値 ②部門別管理とは
第5回	H18. 2. 8 (水) 19:00～21:00	①財務諸表の見方・読み方 ②経営指標について ③「資金繰り表」の作り方・読み方

受講対象者 経営者、後継者等

講 師 経営コンサルタント 上條資男 氏

担当：指導教育部門 山下、奥石

自動車リサイクルシステム 最も多いご質問

平成17年2月1日から平成20年1月31日までの間に、2回以上の車検（継続検査）を受ける場合には、その都度リサイクル券を持参し預託記明印が必要となります。ただし、再度リサイクル料金を預託する必要はありません。

◆リサイクル券の再発行は可能ですか？

ユーザーによる紛失などでリサイクル券がお手元にない場合再発行は可能です。

リサイクル券再発行の手順については、パソコンの場合は、リサイクルシステムの継続検査メニュー画面「1.3 リサイクル券発行」から、車両検索画面でリサイクル券の再発行が可能な車両を個別検索します。

個別検索した後に、リサイクル券を発行するまでの操作手順は、通常のリサイクル券発行の手順と同様です。

振興会の窓口に設置された専用端末にて再発行をして頂くことも可能です。

また、他事業所にて預託申請を行った車両のリサイクル券の再発行は、預託申請が完了してから16日以上経過してから行って下さい。

なお、15日間以内は、預託申請業者以外（車検場専用端末含む）の再発行は不可能となっております。

これは保安基準適合証の有効期間が15日間であることから、パソコンで預託申請した当該事業者が継続検査等の更新を行う前に、別の事業者が二重預託してしまうことを防ぐために設定されています。

街頭検査結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。

なお、検査結果は次のとおりです。

	日時	実施場所	参加者	摘要	
甲府警察署	12月12日(月) 13:30～ 16:00	県立美術館 駐車場	運輸支局 7名 振興会 2名 甲府西支部 5名	総点検台数 153台 不良車両数 13台 内整備命令 3台 口頭警告 10台 車検切れ 1台	
高速警察隊	12月19日(月) 13:30～ 16:00	中央高速道 甲府昭和IC	運輸支局 6名 振興会 2名	総点検台数 16台 不良車両数 3台 内整備命令 0台 口頭警告 3台 車検切れ 0台	

※12月19日実施の街頭検査は山梨県と合同で実施した不正軽油取締りの街頭検査です

オフィシャルページに参加しませんか

本会のホームページは、平成13年に開設され、現在は、会員名簿を追加するなどリニューアルされています。

また、会員名簿紹介ページは直接検索できるものとなっており、「名称」・「住所」・「電話番号」等を紹介しています。

しかし、自らホームページを立ち上げている事業者が少ないことから、会員事業所が容易に参加できる「オフィシャル・ページ」を企画し、アクセスされるユーザーに会員事業場の手頃な情報提供しています。

つきましては、会員の皆様の積極的なご参加をよろしくお願いします。

1) 掲載形態

本文、写真及び付近図で構成します。

2) 作成料金

基本作成料 本文	¥ 5, 250	(消費税含む)
写真 (1枚)	¥ 3, 150	(消費税含む)
地図	¥ 5, 250	(消費税含む)
個人情報保護に関する基本方針ページ	¥ 1, 000	(消費税含む)

次の6パターンの組み合わせが可能です。

A 基本のみ	¥ 5, 250
B 基本+写真 (1)	¥ 8, 400
C 基本+地図	¥ 10, 500
D 基本+写真 (2)	¥ 11, 550
E 基本+写真 (1) +地図	¥ 13, 650
F 基本+写真 (2) +地図	¥ 16, 800
G 個人情報保護に関する基本方針ページ (各タイプに対応できるオプションです)	¥ 1, 000

3) 申込方法及び期限

巻末の作成専門用紙に記入し、作成料を添えて下記に提出下さい。

提出先：振興会指導課

4) 注意事項

◇整備料金及び比較表示に関する事項、他社と競合する内容は掲載できません。

◇関係法令や景品表示などに抵触する表現・表示はできません。

- ◇掲載内容によっては訂正またはご辞退をお願いすることがあります。
 - ◇自社のホームページがある場合は、自社PRページよりリンクします。
 - ◇変更の場合は、別途作成料金が必要となります。
- * オフィシャルページはタウンページに掲載するような感覚で気軽に低予算でユーザーにPRすることが出来ます。
- AMSのホームページで実際にオフィシャルページを見てみよう！
まずインターネットで <http://www.ams.or.jp> のアドレスを入力してホームページ内の「工場検索」からオフィシャルページをご覧下さい。

～ホームページ・リンクのお願い～

現在、振興会のホームページへは 19,500 件のアクセス件数があります。AMS青年部の協力を得て、定期的に内容を更新することにより、大変多くのユーザーさんにご覧頂いております。

各事業場におきまして現在ホームページをお持ちの方は、ご一報頂ければ振興会のホームページとリンクさせることができます。ホームページをリンクさせることで、お客様との接触のチャンスが増えるものと思われます。

ご希望の事業場につきましては、下記電話番号へお問い合わせ下さいますようお願い致します。

TEL 055-262-4422 (指導・教育部門 担当：山下・奥石・飯島)

改正道路交通法の施行日について

放置駐車違反金未納車に対し、車検拒否が行われることなどが盛り込まれた改正道路交通法の施行日が、去る 12 月 16 日の閣議において平成 18 年 6 月 1 日と決定されましたので、取り急ぎお知らせいたします。

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 90 号）附則第 1 条第 4 号の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行期日は、平成 18 年 6 月 1 日とする。

成 17 年度整備主任者（技術）研修が開催されます

現在、平成 17 年度整備主任者（技術）研修を開催しています。該当日時等は、郵送にて各事業場へ通知していますので必ず受講されますようお願いします。

すでに該当支部において研修が終了している未受講の事業場は、下記日程のいずれかに受講されますようお願い致します。

1. 研修対象者 各事業場で選任されている整備主任者
(1 事業場 1 名以上)
2. 研修場所 振興会研修センター
3. 研修担当講師 各ディーラー技術担当者
4. 研修内容 (学科) ①新機構、新装置の解説
②作業環境汚染の防止等について
(実習) ①電気配線図を活用する診断技術
②ハイブリットシステム

5. 研修証明 研修修了の証明を行いますので、自動車整備士技能者手帳を必ず持参して下さい。
6. 受講料 6,500円（学科編、実習編テキスト代を含む）
7. 研修時間 受付 9:00～9:30
研修 9:30～16:00
8. 研修日程

平成18年1月19日（木）	日下部・南巨摩南
2月 2日（木）	垂崎・上野原
2月 9日（木）	南アルプス南・東八
2月16日（木）	支部外

平成17年度第2回自動車整備士技能登録試験が実施されます

標記試験が次のとおり実施されますので振興会、教育課にお申込下さい。
登録試験申請用紙は教育課に用意してあります。

1. 実施種目 1級小型自動車
2級ガソリン自動車 2級ジーゼル自動車
3級自動車シャシ 3級自動車ガソリン・エンジン
3級自動車ジーゼル・エンジン
3級二輪自動車
自動車電気装置 自動車車体 2級シャシ自動車
2. 申込期間 平成18年1月23日（月）～1月27日（金）
3. 試験日 平成18年3月26日（日）
4. 試験会場 振興会研修センター
5. 受験資格 1級受験者は2級合格後3年以上の実務経験者
2級受験者は3級合格後3年以上の実務経験者
3級受験者は1年以上の整備作業実務経験者
注) 実務経験の短縮
2級 大学機械科卒業者 1. 5年
高校機械科卒業者 2. 0年
3級 大学・高校機械科卒業者 0. 5年
6. 申込時に持参するもの
①登録試験申請書（教育課窓口にあります）
②受験手数料2,500円 1級は4,300円（通信、用紙代含む）
③1級受験者は2級の合格証、2級受験者は3級の合格証
④写真1枚（縦6cm×横4.5cm）
⑤印鑑
7. その他 ご不明な点は教育課までご連絡下さい。
TEL 055-262-4422

登録試験対応講座のお知らせ

自動車整備士養成施設の修了者で、平成18年3月26日（日）に実施される登録学科試験を再度受験しようとする者を対象とした標記講座を下記の日程等により行いますので受講をお薦め致します。

1. 実施種目	2級ガソリン自動車	3級自動車ガソリン・エンジン
2. 講習日時		
	第1日 3月 4日（土）	9：10～16：00
	第2日 3月 7日（火）	9：10～16：00
	第3日 3月 14日（火）	10：10～16：00
3. 講習内容	過去に実施された検定・登録試験の問題をもとに出題の傾向と対策を徹底研究学習する。	
4. 使用教材	当振興会で作成した問題及び過去に実施された検定・登録試験問題。なお、ガソリンエンジン篇、シャシ篇、法令教材等のテキストは各自持参して下さい。	
5. 受講料	15,000円（資料代含む）	
6. 受付期間	1月23日（月）～2月24日（金） 申請書は教育課窓口に用意しますので、受講料を添えてお申し込み下さい。	

自動車整備士技能検定に係る実務経験の虚偽の証明について

標記について、関東運輸局山梨運輸支局より通知がありましたので、お知らせ致します。

国自整第104号
平成17年12月14日

自動車整備士技能検定に係る実務経験の虚偽の証明について

国土交通省自動車交通局
技術安全部整備課長

道路運送車両法第55条に基づき実施されている自動車整備士技能検定において、東北運輸支局管内の自動車整備事業場で受験資格を満足する実務経験があるかのごとく虚偽申請をした者がいることが判明したことから、当該虚偽申請を行なった12名（15件）に対し、同法第55条第4項に基づき、平成17年12月14日、自動車整備士技能検定合格等の無効処分が行われました。

本件に関し、自動車整備事業者の関わり合いを調査したところ、虚偽申請の手助けを行っていたことが判明しました。

自動車整備事業者によるかかる行為は、自動車整備士技能検定の厳正かつ公平な実施を阻害する行為であるとともに、自動車整備事業者の信頼を失墜させる行為であり、二度とこのような行為が行われないよう、貴会傘下会員に対し周知徹底をお願いします。